

## 令和5年 第2回湯沢町教育委員会定例会会議録

1 日時場所 令和5年2月27日(月) 午前9時30分より  
湯沢学園 2階 会議室

2 出席者

委員：島村文男教育長、南雲敬一委員、上村麻美委員、高橋延次委員

説明員：古川子育て教育部長、丸山子育て支援課長、南雲認定こども園長、  
南雲教育係長、岡村管理指導主事

欠席者：富沢清美委員

3 開 会

午前9時30分

4 議事録署名委員、日程の承認

令和5年第2回教育委員会の議事録署名委員を南雲敬一委員、島村文男教育長とする。

議案3件、協議事項5件、報告連絡事項とする。日程及び議事順序を承認。

5 議案審査

(教育長) 本日は傍聴者がいらっしゃいますので、議案第3号の令和4年度準要保護児童の就学援助の承認について、それから報告連絡事項②の令和5年度小・中学校の学級編制見込みについて、報告連絡事項④の新入学児童生徒学用品費入学前支給の申請と支給については非公開とさせていただきますので、一番最後に送らせていただきます。

第1号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書について

(教育長) それでは最初に、議案第1号令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書について、説明をお願いします。

(子育て教育部長) それでは、私から議案第1号令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書について説明させていただきます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する

報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされており、毎年3月議会に報告し、6月議会までの総務文教常任委員会において説明をさせていただいているものです。

それでは、中身の説明に入らせていただきます。表紙をめくってください。1ページ目、教育に関する事務、事業の点検・評価。読ませていただきます。保小中一貫教育が本格スタートして6年目を迎え、教育委員会、認定こども園、小学校、中学校の連携を深め、家庭、地域と協働して保小中の連続性のある教育体制の充実を図りましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で認定こども園において2回、延べ6日間の全休園と、あと7回のクラス休園を実施し、小中学校においても10回の学級閉鎖を実施しました。また、マグナ教育交流が前年同様中止となるなど、各所における行事、イベント等の延期、中止、開催規模の縮小等の対応が必要となり、3密の回避、施設及び手指の消毒等の感染防止対策の徹底に取り組みました。

令和3年度における決算額は、児童福祉費5億3,949万6,000円、教育費4億3,978万8,000円となり、町決算額に占める割合は11.8%でした。

児童福祉費の内訳としては、子育て総合支援費に1,439万9,000円、児童クラブ費に843万5,000円、認定こども園の運営管理費として2億7,837万1,000円などとなっています。

教育費の内訳としては、学校関係では奨学金等就学奨励費1,879万6,000円、小学校、中学校に係る費用として学園管理費1億2,801万5,000円、学園振興費2,386万3,000円、学校給食事業費8,743万4,000円となっています。社会教育関係は、公民館費4,984万6,000円、うち全国童画展事業費296万1,000円で、文化財保護費1,243万4,000円のうち、雪国館の指定管理料として湯沢町観光まちづくり機構へ967万6,000円、生涯スポーツ推進費2,096万6,000円のうち、湯沢町総合型地域スポーツクラブユースポ！へ町の体育事業のため1,580万6,000円を支出しました。

1、教育委員会。（1）、教育委員。教育委員会の構成は、教育長、教育長職務代理人、委員3名で構成されています。教育長が第一義的な責任者であることと、町長が直接教育長を任命することで任命責任が明確化されています。教育委員会は、定例会議を毎月1回開催して教育委員会の各案件の審議をしました。例年入学式、文化、スポーツ等の各種行事にも積極的に参加してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による中止や開催規模の縮小等があり、子供たちとの接触を避けました。

（2）、教育委員会事務局。教育委員会事務局では、教育課、子育て支援課、認定こども園で独自施策、課題の対応を進めました。教育課づけで会計年度任用管理指導主事1名を配置しました。

ア、教育課。教育課は、小中に関する運営及び施設の維持管理及び奨学金や就学援助等に関する事務や公民館活動、生涯学習の推進、スポーツ振興、文化財保護等の事務を行いました。課

の構成は、部長が学校給食センター長を兼務し、課長が公民館長を兼務して、教育係長、係員1名、会計年度任用事務員1名と学園内に会計年度任用校務員が3名の配置でした。また、地域交流センターの所管が子育て支援課から教育課に移り、会計年度任用社会教育指導員1名が異動配置されました。

イ、子育て支援課。子育て支援課は、子育て関連業務について総合的に対応しており、また認定こども園、児童クラブ等の事務を行いました。課の構成は、課長1名、係長1名、主任保健師1名、主任保育士1名、会計年度任用保育士2名で業務を行いました。

ウ、認定こども園。認定こども園は、園長1名、副園長1名、指導保育士1名、主任保育士6名、保育士9名、用務員1名、会計年度管理栄養士1名、会計年度任用事務員1名、会計年度任用保育士17名でこども園の運営に関する業務を行いました。調理業務は委託となっています。

2、各課・係の点検。(1)、教育課、学校教育関連。ア、湯沢学園(小・中学校)。保小中一貫教育が本格スタートして6年となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で小学校で6回、延べ30日間、中学校で4回、延べ19日間の学級閉鎖を実施しました。小中学校入学式は、4月の9日に午前、午後に分けて来賓数名で実施しました。5月に予定していた9年生の修学旅行は、石川県における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数増加のため、行き先を県内に変更し、9月に実施されました。6年生の修学旅行は、予定どおり6月に実施しました。10月9日に体育祭を午前中に時間を短縮し開催しました。11月6日に教育フェスティバルが開催され、第1部は中学生による学習発表会、第2部は中学生による合唱コンクールが行われました。1月18日には全校で不審者対応避難訓練が行われました。2月3日には新7年生入学説明会、2月8日には新1年生体験入学が行われ、3月2日は中学校の卒業式が行われ、3月24日には小学校の卒業式が行われました。

イ、コミュニティ・スクール。学校運営協議会では、あいさつ運動であいさつ標語を活用し、前年に作成したポスターとチラシを使って啓発活動に取り組みました。また、今求められているコミュニティ・スクールの在り方を学ぶ機会を持ちました。

ウ、学力・学習状況。全国学力・学習状況調査の結果では、学年や領域によって全国平均を超えるものと達しないものがあります。全体の児童生徒数が少ないため、年度によるばらつきもあって、学力向上は引き続いての課題です。学校生活において自己肯定感が低いことも統合前からの課題となっていました。改善しつつある状況も見られます。メディアと接する時間を減らして家庭学習の時間を確保し、学力の向上につなげていくことと併せて、さらなる改善を図っていきたいと考えています。

エ、体力の状況。体力的には全国平均を上回るなど、概ね良好な結果が得られていますが、学力と同様の年度による変動や種目によるばらつきが見られるため、スクールバス登校の影響も

注視しながら、学園生活を通し改善を図っていきます。

オ、特別支援教育。小中学校における特別支援が必要な児童生徒の割合が増加傾向にあります。そのため、引き続き小学校に知的障害3学級、自閉症・情緒障害1学級、中学校にもそれぞれ1学級の特別支援学級を設置するほか、通級指導教室、言語通級、発達通級ですが、も設置するとともに、介助員、相談員の確保に努めています。また、総合子育て支援センターにおいて、保小中一貫して支援する体制を継続しました。

カ、いじめ・不登校状況。いじめは小学校で1件、中学校で1件が報告され、個別指導や学年集会などで指導し、収束に向かいました。不登校、これは病気を除く30日以上欠席ですが、これについては小学校で4名、中学校で8名発生し、登校への働きかけを継続しました。

キ、マグナ国際交流事業。新型コロナウイルス感染症の影響をマグナ側と協議した結果、交流事業は受入れ、派遣とも中止することを決定しました。

(2)、教育課、生涯学習関連。ア、公民館事業。社会教育関係行事も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止や延期が相次ぎました。10月16日、湯沢町公民館で石川雲蝶の世界について南魚沼雲蝶会会長の講演を開催し、90名の方が参加しました。11月の3日から5日まで湯沢町総合文化祭を開催し、多くの作品が展示され、生け花体験や工作教室などに多くの方が参加しました。11月20日に令和2年度成人式を1年3か月延期して開催し、対象者は88名いたのですが、27名の新成人が参加されました。令和3年度の成人式は翌年度に延期しました。

イ、公民館講座。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催が不安定となりましたが、長期講座では学習の講座が6講座、趣味の講座が4講座開催されました。

ウ、図書室の運営。公民館図書室の利用は、年度末で登録者数は1,941名で、貸出しは8,680冊でした。学園図書室の一般開放は、利用者が少ないため、令和2年4月より見合わせています。魚沼定住自立圏構想による魚沼市との図書館等の相互利用に関する協定書を平成31年4月に取り交わし、既に協定を締結している南魚沼市に加え、2市1町で相互利用が可能となっております。南魚沼市図書館との相互利用では、湯沢町民の南魚沼市図書館利用は登録者866名、貸出し1万996冊、南魚沼市民の湯沢町公民館図書室利用は登録者46名、貸出し171冊でした。魚沼市との相互利用は登録者、貸出数とも実績なしでした。

エ、地区館事業。三国、三俣地区のスポーツ大会、土樽、神立、湯沢地区の運動会は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。各地区館活動を推進し、地域のコミュニティー活動の活性化を図っており、難しい状況が続きますが、継続して推進してまいります。

オ、全国童画展。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による東京の緊急事態宣言により令和2年度の2月の審査会が延期となり、3月に開催できなかった第25回越後湯沢全国童画展を4月の24日から5月の3日まで湯沢町公民館において開催し、497名の方に来館をいただきました。

た。作品展は、湯沢カルチャーセンター、新潟ふるさと村でも開催しました。第26回越後湯沢全国童画展は、全国から232点の作品をお寄せいただきましたが、令和3年度も2月審査会が延期となり、作品展は令和4年度に実施することとなりました。

カ、文化財保護。新潟県指定文化財、三国街道脇本陣跡池田家が町へ寄贈され4年目を迎えましたが、令和3年度は個人委託でお願いしていた管理人の体調不良により十分な来客対応ができず、開館期間も短くなり、68名の入館となりました。雪国館は、指定管理者の湯沢町観光まちづくり機構が運営しており、様々な企画展、体験事業等を実施して利用者の増加に努めました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で入館者は令和元年度の半分程度でした。

キ、スポーツ振興。スポーツ振興では、総合型地域スポーツクラブユースポ！に町のスポーツ関係を委託し実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により町民スポーツ大会は全て中止となりました。ほかにも各種スポーツ教室等が中止や延期、規模縮小などせざるを得ない状況でした。

(3)、子育て支援課関連。ア、放課後児童クラブ。放課後児童クラブは、指定管理者である社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会による運営で、預かり時間の拡充や長期休業のみの利用対応などのほか、サービスの充実を図っています。今年度当初の利用者は、通年利用者は前年度から4名減の37人、長期休業のみの利用が6名減の15名となり、合計52名となりました。昨年度に引き続き利用者が定員数40名を超過しており、次年度以降も利用者が定員を超過することが見込まれることから、引き続き放課後児童支援等の人員の確保を行うとともに、施設面積の確保のため、新規施設を建築し対応することとしました。令和3年度は、新施設の詳細設計を業務委託し、建物の規模や予算、工程、補助金等を確定させました。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、町からの利用自粛要請を受けたことで休所する児童が増え、利用者が当初見込んでいた金額より減少したため、湯沢児童クラブ指定管理料を変更し対応しました。

イ、子育て支援センター。子育て支援センター、これ愛称はジャンプラネットですが、専任の保健師と保育士が常駐していることで相談業務等に迅速に対応できるほか、湯沢学園内にあることで保健師や保育士、教職員との情報共有を図ることができ、支援が必要な園児、児童生徒とその家庭に的確な支援を行いました。ひろば事業としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を取りながら、育児講座、親カフェ、親子教室などの事業を実施し、広場の開放も前年のような予約制を取らず、通常開放で実施しました。一時預かり事業では、湯沢認定こども園の待機児童2名を受け入れたりと年間を通じて利用者数が多く、会計年度任用職員を配置し利用ニーズに対応しました。また、平成29年度から療育発達支援事業として、年長児対象の小学校生活を想定した体験教室ののびのび教室を実施し、学校生活に求められる適切な態度を身につけ、緩やかに順応できるように行いました。

ウ、青少年健全育成、学園支援。青少年健全育成事業は、事務局を学園内の地域交流センターに置き、社会教育指導員を配置しています。青少年育成指導員を中心にあいさつ運動や各種行事で巡回や啓発活動、社会環境浄化活動などを行いました。学園支援では、平成30年度に立ち上げた湯沢学園支援コーディネーター連絡会を基として、学園支援コーディネーターが主体となり、通学路の見守りや花壇の整備、図書室の整備や環境整備、校舎清掃等の環境美化などの年間活動計画を作成し、支援活動を実施しました。

(4)、認定こども園関連。ア、湯沢認定こども園。新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、年少児親子遠足、年中児親子遠足、年長児親子遠足を行いました。2歳児は親子ふれあい遊び、1歳児は親子遠足を楽しみました。3歳以上児クラスの運動会を第2グラウンドで行いました。年長児と年中児は、秋のお楽しみ遠足に行きました。3歳以上児クラスの発表会では、観客の人数制限を行いながら学年ごとの発表にし、検温、マスク着用、手指消毒、ソーシャルディスタンスを徹底し、短い時間ではありましたが、保護者等が来場され、園児の表現活動、踊り、劇遊び、歌をご覧いただきました。夏は、川遊びやプール遊びを行いました。冬は、雪遊びを十分楽しみました。開園時から始めた預かり時間の拡充、7時半から19時まで、休日保育、年末年始を除く全ての休日などのサービスも保育士のシフト対応等の協力で実施できており、引き続きサービスの充実に努めます。3月は、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、卒園式は卒園児とその保護者のみとし、年中児と来賓は参加なしで実施しました。入園児数は、未満児の入園率が増加しており、今後もその傾向は続く見込みです。子育て支援センター、児童クラブ新施設建設によりこども園の保育面積を増やし、定員の増を図ることを目的としております。その下には令和3年度入園児の数の表が載せてあります。

最後のページには事務事業評価委員会で令和3年度に行った事務事業についての評価の一覧が載っておりますので、後ほど確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

(教育長) それでは、長いですので、区切りながら、質問や意見がありましたらお出しいただきたいと思います。

最初に、1ページの前文から1の教育委員会の事柄について、2ページ目の中段までということになりますが、ここまでで何か質問や意見がありましたらお出しいただければと思います。

(委員) 公民館がたしか令和3年度からでしたか、いわゆる委託。

( 令和2年からですね。業務委託ですの声あり )

(委員) その中で令和3年度、2年、3年やって、今3年度の結果ですけれども、特に外部的なところからいろいろ意見等なかったか、かかる経費がそれなりの効果があったか、ちょっとそ

の辺知りたいのですけれども。

(子育て教育部長) 委託は、公民館の管理の業務委託ということでお願いしているわけなのですが、町民からは特に委託に変わったことによって町民サービスが低下したとか、そういった話はいただいておりません。かえって開館時間の対応とか、そちらのほうで評価はいただいているというふうに聞いております。

以上です。

(委員) 経費の関係というのはやっぱり比べようがないのですか。委託と今まで公民館事業、基本的には分けてやっていたわけなのですが、そういう対比したような、これだけ経済的に軽減したとか、そういった何かデータというのは持っていないのですか。

(子育て教育部長) 今のところ、まだそこまでやっておりませんが、じきにそういった検証もしたいとは思っております。今現在において委託に出す前のかかっていた経費と今現在の経費との対比は、実際その数字を出したような比較は行っておりません。

(教育長) 補足いたしますと、その比較の仕方が、教育課の職員の人数を絞って、その業務の一部を委託に出して、そこに委託料がかかる形となりますので、年齢によっても職員の給与が違ったり、ある程度の比較はできるかもしれないので、またちょっと検討したいと思います。

ほかにありませんでしょうか。

( 発言する者なし )

(教育長) それでは、2ページの後段から2の各課・係の点検のうちの(1)、教育課、学校教育関連について、3ページの終わり近くまでの量になりますが、いかがでしょうか。

(委員) 3ページの体力の状況についてちょっとお聞きしたいことがあります。全国平均で概ね良好ということですが、ばらつきが見られるということで、その理由でスクールバスの登校の影響というのがあるのですが、学校自体の大会、マラソン大会とか、そういったものもなかなかちょっと今は少ないように思ったので、今後教育活動の中でまたそういった大会などは増やせるものなのか、やっていく予定はあるのかとかを、ちょっとどういったふうにお考えかを聞きたいのですが。

(教育長) まず、岡村管理指導主事、どうでしょうか。ばらつきは種目によって、今ちょっと手元に資料がひよっとしたらないかもしれないので、何が落ちているとかというのはちょっと今即答ができないと思うのですが、今までのところではバス通学によって例えば脚力ですか、走力ですか、そういうものが、当然歩く距離が少ない。それがスポーツテストの結果に出ているなというのが、ちょっと私の感覚では特に。

(管理指導主事) 分からないですね。スポーツテストもシャトルランとか上体起こしとか反復横跳びとか、そういうものが幾つもあって、10種目ぐらいですか、あって、その中でそれぞれを比べると、新潟県は全国的にもかなりいいところに位置しているわけですが、よくて、湯沢町の子供たちはいい種目もたくさんあるのですけれども、低い種目も中にはあるといったところではつきがあります。それが年によってまた違うので、どこが落ちているとか、そういうことは一概には言えないし、どこがいつもいいということもあまり言えないというか、その年によって違うということでもあります。バス通学のことは、統合前は歩いて通うということがほとんどだったのかなと思うのですが、バス通学になることによって体力が低下するのではないかと、毎日歩いていたのが大分距離が近くなりますので、というような懸念があったわけでもありますけれども、現在のところ、それで子供の体力が落ちたとかいうところははっきりしていない、認められないこととなっています。また、マラソン大会とか行事を復活するということは、これは学校の教育活動で学校が決めることかなと思うのですけれども、今やるべきことがすごく増えてきておまして、さらに今までやっていたこともやれなくなってきたという経緯がありますので、これから復活するのはちょっと、できないとは言いませんけれども、難しいのかなというふうに考えているところであります。

(教育長) 若干補足いたしますと、確かにマラソン大会を湯沢小学校も湯沢中学校もやっていないのですけれども、その代わりというのも変なのですけれども、アルペンの記録会を小学校の3、4年生がやったり、5、6年生は記録会ではなくてポールで大会をやっているという、ずっと現在も続いているのですけれども、多分そういう小学校は南魚沼市内にもないかなと。ただ、十日町市のまつのやま学園とかというところに行きますと、ちょっとそこまで確認できていないのですけれども、ひょっとしたらという可能性はあるのですけれども、そういうほかをやっているのやっていないのもあれば、ほかをやっていないのやっているのもあるというような状況かなというふうに受け止めているところであります。

(委員) 前にもちょっと言った覚えがあるのですけれども、中学校の不登校の8名というのは多いのではないかとというような懸念を前にもちょっと申し込んでいたのですけれども、皆さん努力しているとは思いますが、今後も努力をひとつ期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(教育長) 大きな課題だと思っておりますが、管理指導主事、何か。

(管理指導主事) 過去数年間の不登校の数といいますか、なった子供の経緯を調べますと、一度なってしまうとなかなか復帰するのが難しい。小学校のときに何年生かで不登校になってしまうと、その後ずっと不登校が続いてしまうという傾向がありまして、何とか学校に戻したいとい



うところもあるのですけれども、その子の社会的な自立といいますか、復帰した後どうしていくのかというところにも重点を置きながら関わっているといったところでもあります。新たな不登校を生まないようにというところには、精いっぱいまた努力をしているところです。

(教育長) これも若干補足いたしますと、全国的にも小学校でも中学校でも不登校児童生徒数、あるいは不登校率と言ってもいいのですけれども、ずっと上昇し続けていまして、全国の不登校率を湯沢小学校、湯沢中学校に人数を当てはめてみますと大体全国平均か、僅かに年度によって全国平均よりも多いこともあるというような状況が近年続いていまして、今岡村管理指導主事が申しあげましたように、一度なってしまうとこれを登校できるようにするというのがなかなか難しい現状がございまして、何とか生まないようにという働きかけをやっておりまして、子育て支援連絡会というのを月1回、小中学校の管理職ですとか園長、それから岡村管理指導主事はもちろんですけれども、子育て支援課の保健師なども入って、入園前の子供も要するに何らか支援が必要というような状況、つまりゼロ歳児、1歳児、まだ未入園の子供であってもなのですけれども、それから小学校、中学校、今こういう課題を抱えていて、こういうふうに働きかけて、これからこういうふうにしていこうとしていくのだというようなことを丁寧な話し合いを持っているなど、私湯沢に来て、よそではそういうことを経験することも見聞きすることもなかったものですから、こんなに丁寧にやっているのだけれども、残念ながら不登校がやっぱり多いということで、これは令和3年度の評価ですけれども、引き続き大きな課題だというふうに受け止めておりますので、また皆様方から何かよいお知恵がございましたら教えていただいて、参考にさせていただければと思います。

(委員) 今の不登校のお話で、ちょっと小中以外のことなのですけれども、実は高校に上がった子供たち、湯沢の子供たちばかりではないのですが、やっぱりどうしても継続して学校に行くことができず、退学ないし別の通信とかほかの学校へ進む子供がちょっと割合的に多いという話を聞きまして、では何が原因なのだろうというのはちょっと明確には文面などでは出ませんが、育ってきた環境、湯沢はもちろん保小中一貫で、そういった大きな中で、通常ですと中1ギャップというものが湯沢学園ではなく、それが高1になったときにちょっと出るのではないかという、高校の先生だったり、ちょっといろんな方からお話を聞いて、どうしても高校に入ってから対応ができない子供が実はちょっと多いのではないかという意見がありました。自分の子供も、進むことはできていますが、やっぱりちょっと一時期苦しんだ時期もあります。それが小中学校の環境だったり、それがどう影響しているかというのはずっと調査していかなければ分からないことなのですけれども、多からず少なからずこの学園の在り方が影響しているのも確かなのかなとは思っています。ちょっとその辺も、小中、不登校を悩まれている方もそう

ですけれども、それを踏まえて大きい目で、大きい視野で見守って、いろいろ支援とかをして  
いただきたいなと思っています。

以上です。

(認定こども園長) 委員がさっきおっしゃっていたことは私も耳にしている、湯沢の卒業生は箱入りだという、そういう言い方というか、湯沢の仲間意識というか、それが強いから、やっぱり各高校に進んだときに、1つの高校に1人なんていう子どもも多分今の高校1年生は多いので、進んだところでもやっぱり中学のときに不登校ではなかったのだけれども、なぜか教室に行かなくなるとか保健室だったりだとか違うところに進むとか、当然知っている子供たちでもあるので、何だかなというのはあるけれども、9年間ここで一緒にいて自分のことを知っている仲間がたくさんいる。そうなのだけれども、新しいところに行ったときにそうなっているのかなというのは、今だけなのか、これからもなるのか、委員がおっしゃるようになるのかな。大事に大切に、ここで愛されてたくましく人を想い、我を磨くという中で過ごしていて卒業していったのに、難儀くなるのはなぜかなというふうにほかの保護者からも聞いているので、何かかわいそうというか、どうしたものかなと。

(教育長) 今のお話でも出ていますように、こども園から小学校に上がるときに不応が多くて困るというようなことはありませんし、小学校から中学校に行くときも6が7になるという感覚で、その不応はないのですけれども、でも不登校は全国平均並みにあるという現状があったり、さらにもし小中学校のとき先輩に面倒を見てもらい、大事にされることで居心地よく過ごせたとしても、高校以上に行ったときに不応がほかの地域よりも多く出るというようなことがもしあるとすれば、それは私たちが小中学校で自立できるように育てることが十分にできていないためであるというような見方をせざるを得ない可能性もありますので、また今現にそういう声が委員さんや園長のところに届いているとすれば、やっぱり私たちもそういう目で、ひょっとしたらそういう課題を克服しなければならないということで、今すぐこうしていけばということとはとても出せませんが、課題を見るとき視点の一つとして持たなければいけないことだなというふうに今伺っていて感じたところであります。

今のことで何かほかにおっしゃりたいこととか。

( 発言する者なし )

(教育長) それでは、3ページ目の下のほうの(2)、教育課、生涯学習関連から5ページ目のちょっと上のところまで、いわゆる(2)の教育課、生涯学習関連について何かございませんでしょうか。

(委員) 童画展でたしか貸出しといたしますか、何か積極的に行うような話を聞いていたのですが、実績はどんなだったのでしょうか。

(子育て教育部長) 町なか美術館ということで商工会を通じての貸出しとか、そういったことでお願い、公募もしているところなのですが、実際にいろんなところで旅館やホテル、あと公共的な施設の中で飾っておいていただいていますけれども、今力を入れている商工会を通じての個人会員の方の貸出しの申込みは1件しかございませんでした。そのほかいろんなホテル、大きなホテルだとか、あと銀行さん、第四北越さん、今また別の企画をやっていますけれども、そのほかのいろんな公共的な施設のところへはこちらからもお願いして飾っておいていただいています。それが全部で50か所ぐらいありますか。

( 50枚ということですかの声あり )

(子育て教育部長) いや、違います。1か所、多いところだと10作品飾っていただいたりとか、多いのが5作品とか3作品飾っておいていただいたりしています。正確に言うと、今現在飾っていただいているのは21か所、大体160作品です。

(教育長) 貸し出しますよといったらもう少し借りたいという希望があるかなと思っていたのですが、残念ながらなくて、ほかの手だてを考えるしかないのかなというのと、今まで40作品前後預かっていたのですか。

(子育て教育部長) はい、引き取っていました。

(教育長) そうすると、20年間で800点を超える、もう保管場所も窮するような状態になってきましたので、それで町なかに貸し出そうとして試みたのですが、ちょっとなかなかうまくいかなかったので、今回からでしたっけ、前回からでしたっけ、絞った。

(子育て教育部長) 今回からです。

(教育長) 今回から11作品、今まで40作品前後買取りやらで湯沢町が預かっていたのですが、それを11点に絞って、要は増え続けることは防ごうという形で預かる量を抑えつつ、活用を何とか工夫していこうという状況にあります。

(委員) うちも民宿していますが、部屋に童画の絵を貼ってあるのです。うちらが借りるとなると、むしろそれなりのお金をもし減らすのだったら、絵を減らすのだったら、それをオークションか何かにかけて売ってしまったらどうだろう。これから永遠に積み重ねなんてできるはずもないはずだし、それを慈善団体か何かに寄附するとか、そういう意味で。

(子育て教育部長) そういった意見もなきにしもあらずなので、運営委員会の中でもそういったこともちょこっと、そういった意見もあるという話もさせていただいた中で、やっぱりこれに作

品を応募してくださった方としては、それはちょっと本来の自分が考えていた趣旨と違うというふうな意見もかなり多く出されまして、将来的には美術館みたいなものを町は構想として持っているわけなのですけれども、そこへ今度展示をされるものと期待して応募した方も結構いらっしゃるということで、なかなかそれはちょっと権利の関係からいってもちょっと難しいというのがあります。

(委員) 預かるときに何らかの意思表示をしてもらって、絶対売ってはならないという、もしそういう人がいたらこちらは引き受けることができない、恐らく可能性が出てきます。今出たように1,000点近く山積みがあるようですので。それで、また結果を見せてください。

(教育長) 引き続き検討していきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

( 発言する者なし )

(教育長) それでは次、5ページの(3)から6ページの(4)、(3)の子育て支援課関連から(4)、認定こども園関連までいかがでしょうか。

(委員) コロナの関係、全体的に湯沢学園で相当数出たと思うのですが、その中で軽症以外の事案というのはあったのですか。

( 重症化したという声あり )

(委員) 重症化したという意味です。いわゆる軽症以外の。

(子育て教育部長) 私どものほうへ入ってきた報告においては重症化した児童生徒、あと園児はおりません。

(教育長) 入院したという連絡は、こども園からも小中学校からも一件もいただいていません。

ほかはいかがでしょうか。

( 発言する者なし )

(教育長) それでは、採決に進ませていただいてよろしいでしょうか。

( はいの声あり )

(教育長) それでは、議案第1号令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書について、賛成、承認される方の挙手をお願いいたします。

( 賛成者挙手 )

(教育長) ありがとうございます。挙手全員で議案第1号は承認となりました。

第2号 湯沢認定こども園の給食費の決定手続及び徴収に関する規則の一部を改正する

規則の制定について

(教育長) 続いて、議案第2号湯沢認定こども園の給食費の決定手続及び徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

(子育て支援課長) それでは、議案第2号の湯沢認定こども園の給食費の決定手続及び徴収に関する規則の一部改正について説明させていただきます。

クリップ留めで資料をつけさせていただいております。まず、議案第2号と書いてあるものが1枚と、めくっていただいて、一部を改正する規則の本文になります。続いての3ページ目が新旧対照表になります。新旧対照表で説明させていただきます。これについては学園の変更のときに説明させていただきましたが、こども園の園児の給食費についても新年度からは3歳以上児について無償化にしたいという町長の希望がありまして、それに基づいて規則を改正するものです。今の規則に減免規定を付け加えております。

新のほうの減免ということで第5条に、町長は次の各号に該当する場合は、その児童にかかる給食費を免除または負担することができるというふうにししました。(1)、3歳以上児及びその保護者が住民基本台帳法に基づき町内に住所を有し、現に町内において生活を営む場合、(2)、湯沢認定こども園に在籍する3歳以上児、(3)、災害その他特別の理由により給食費を払うことが困難になったと認める場合、(4)、町長が特に必要と認めた場合ということで、この4項目について町長が免除または負担することができるという規定をここで付け加えさせていただきました。それに伴いまして、今までであった委任条項が第5条から第6条に項ずれになるというものです。

この附則は、令和5年4月1日から施行するというもので、これについて3月議会の新年度予算についても給食費の徴収の費用のほうを削っております。

今までは第2子の子供の給食費の免除ということになっていたのですけれども、これによって第2子関係なく、全ての3歳以上児が免除になるというものです。今までは第2子であっても、これはあくまでも認定こども園の給食費という、今まではよかったので、湯沢町に住民票があって管外の保育園に行っている子、南魚沼市に例えば勤めがあって、向こうの保育園に行っている子とかは逆に対象になっていなかったのです。たまたま今までは第2子ではなかったのですけれども……

(教育長) 第2子以降ですか。

(子育て支援課長) はい。ではなかったのです、対象ではないということだったので、この改正によって湯沢町の全て、管外の保育園とかに行っている子も対象になりますし、逆に管外から湯沢認定こども園に通っている子も対象になるという形の要綱になります。そういった

子は今までも対象にはなっていたのです。外から来ている子も第2子であれば対象になっていた。それも今までなっていたものを外すというのも、ちょっとそれはどうかということなので、それでそのまま残して、湯沢町の子が、南魚沼市の保育園とか幼稚園に通っている子も対象になるという形にしました。それで、この免除または負担という形になっています。湯沢認定こども園だと免除になりますが、ほかの保育園に入った場合は、その保育園は当然いただくものなので、それを保護者ではなくて町に請求する、町が負担するという考え方なので、免除または負担という要綱になります。

以上です。

(教育長) ただいまの説明について質問や意見がありましたらお出しただければと思います。

(委員) 湯沢というのは基本的には、南魚沼市から湯沢のほうへ来るのは少ないと思うのだけれども、確かに金城保育園とかなんとかで湯沢から行っている方が何名かいるような気もしたのですけれども、今は現状何人ぐらいなのか。

(今2人ですかねの声あり)

(委員) 分かりました。

あと、5条の第1項第3号の災害その他特別の理由によりという、これは1歳児か2歳児というふうに解釈していいのですか。

(子育て支援課長) これは1歳児、2歳児はそもそも給食費というのが分離していないので、保育料の中に含まれていて、それを分けることができないので、あくまでも3歳以上児のみです。

(委員) でも、1項と2項に引かかるから、3項要るかなと思ったのです。災害まで謳わなくても、1と2で引かかるかと思ったのですけれども、その点でいったら1歳か2歳かなと思ったのです。この第3項がある意味がちょっと分からなかったのです。

(教育長) 3歳以上児で給食費を払わなければならない場合が生じるかどうかということですよ。ね。

(委員) これが湯沢学園以外にそういった保育施設があるとすれば、またあれだと思っただけけれども。

(教育長) 今後例えば私立の預かり施設とかというのが出た場合にはそうなりますけれども。

(事業所内だとかの声あり)

(委員) 今の現状では該当はほぼしないというか。

(そうですねの声あり)

(委員) 分かりました。

(教育長) そうしますと、この条項は現状ではそういう子供は出ないけれども、将来的に私立の預

かり施設ができたような場合には可能性としてはあるということで、削除しないままでとどめる方向でよろしいでしょうか。

( はいの声あり )

(教育長) ほかにございませんでしょうか。

( 発言する者なし )

(教育長) それでは、採決に進ませていただきます。

議案第2号湯沢認定こども園の給食費の決定手続及び徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について、賛成される方の挙手をお願いいたします。

( 賛成者挙手 )

(教育長) ありがとうございます。挙手全員で議案第2号は承認となりました。

湯沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(教育長) 続いて、協議第1号湯沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をお願いします。

(子育て支援課長) 協議第1号湯沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

これについてもクリップ留めで協議第1号と書いてあるものです。まず最初に、改正趣旨と書いてあるもの、それから2ページの表裏で改正本文がありまして、3枚目以降に新旧対照表があります。

まず、一番最初のページは改正趣旨ということです。この条例は、家庭的保育事業等、家庭的保育事業、また小規模保育事業などの設備や運営に関する基準を定めております。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和4年11月30日に公布し、令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準もそのまま改正になったということで、この厚労省令に従いまして改正するものです。また、民法等の一部を改正する法律の一部の規定が令和4年12月16日から施行されたことから、関連する児童福祉法の改正に従いまして改正するものであります。

まず、改正内容につきましては、中段の省令改正に係るものです。まず、安全計画の策定等の義務化というのがあります。今後ほとんどの保育園等がありますが、そういった家庭的保育事業などのちっちゃい保育事業でも安全計画を策定しなさいというものです。

それから、併設する社会福祉施設等との設備及び職員の兼務についての修正ということです。

これは、社会福祉法人とかが保育園とか、そういったちっちゃいものを持っている場合について、インクルーシブ保育、障害者なども一緒に全部見るという保育を可能にするために、そういった社会福祉施設の設備とか人員を兼務できるよというところが緩和されたというものの条項です。

それから、3ポチ目で感染症及び食中毒の予防、蔓延防止に必要な措置の明確化です。必要な措置を取るという今までの条文だったのですけれども、それが具体的にどういったものかというのが明確化されました。

4ポチ目、自動車を運行、移動、送迎する場合の乳幼児の所在確認及び置き去り防止装置の設置の義務化です。昨年、園のバスの中で置き去りがあって亡くなったというような悲惨な事故がありました。それを受けて、当然厳罰もそうなのですけれども、様々なところで通園とか送迎バスがある場合はそういった装置をつけるのだよと、ちゃんと子供の所在を確認するというところの義務化になります。ここまでが令和5年4月1日の施行になりまして、一部は経過措置ということになります。

先ほどの改正趣旨の下段の民法の改正に伴ったもので、児童福祉法改正に係るものということですが懲戒に係る権限の濫用禁止規定条文の削除というものがあります。民法でそもそも懲戒ということが削除されたので、それに伴って当該条項を、そもそも懲戒の規定を削除するというものです。

また3枚目の新旧対照表をご覧ください。まず最初はインクルーシブ保育というところで保育所等との連携です。ここでいろいろ細かいところは書いてありますが、ここは本当に細かい条文が入ったり、入らなかったりというところになります。その下のほう、安全計画の策定等ということで、それはまるっきり新しく加えられたものです。第7条の2ということで、安全の確保を図るため、裏面ですけれども、事業所ごとに安全点検、職員の活動、取組を定めた事項についての計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。それから、職員に対してそれを周知して訓練を定期的実施する。保護者に対してもちゃんと周知する。4として、定期的に見直しをするというものです。

それから、7条の3で先ほどの自動車の関係です。自動車を運行する場合は、7条の3、家庭保育事業者等は利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動、その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により所在を確認しなければならない。2として、送迎を目的とした自動車には置き去り防止装置をつけなさいというものの条項です。まず、通常のいわゆるバスというもので、乗用車は該当にはならないのですけれども、通常のバスとか、自動車を改造して多人数乗れるようにしたような園バスにはそういった装置をつけな



ければなりませんという条項です。

それから、その次の第10条、これが社会福祉施設関係で、この新のほうで一番最後のほうに加えるものがあります。途中で「その行う保育に支障がない場合に限り」という要綱を入れて、最後のただし書を入れたということです。保育室及び各事業所についてはこの限りではないという条項を削ってあるというものです。

13条の懲戒に係る権限の濫用禁止というものが先ほど言った民法の改正によってそもそも削除となりました。ここは、児童福祉法のところで親の権利を謳っているのです。そこに懲戒という文字が出てきて、懲戒をするときには人格を辱める等その権限を濫用してはいけないという濫用禁止という条文があったのですけれども、そもそも懲戒というのをしてはならないことになったので、この条文をそのままそっくり削除されるというところなんです。

14条、衛生管理等ということで中ほどのところなんです。必要な措置を講じるようというのを具体的に表記しました。職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修、それから訓練、これが必要な措置なのだということで改正されたものです。

先ほども言ったとおり、施行期日として、全体的には4月1日なのですが、懲戒の削除については公布の日から、これについてはもう民法が改正されておりますので、議会に上げますが、これで通った日から施行する形になりますし、この裏の自動車の云々というところ、こちらの更新については令和6年の3月31日までの間は、物も入ってきづらだろうということで、すぐにはというふうなことで当該ブザーを備えないことができるという規定で経過措置、5年度は経過措置でいいですよ。そこに書いてある、ブザーに代わる措置を講じてちゃんと所在、名簿で確認するとか人数を確認するという形になりますが、それでちゃんと確認しなさいということをやった上で経過措置があるという条例の改正になります。

説明は以上です。

(教育長) ただいまの説明に質問や意見がありましたらお出しただけければと思います。

来年度中にブザーを園バスにつけるということになると思うのですが、その予算措置はしてあるということですか。

(子育て支援課長) してあります。これは園のものというよりも、それよりも小規模な、家庭的保育事業といって1人から5人とか、そういう子を預かる本当に小規模な、小規模保育は6人から19人なのですから、そういうものでもつけなさいというものです。園バスは、当然こちらの条例よりも上位の条例で、国交省の省令でもう義務づけになったので、それは来年度予算も取ってしまして、一応修理業者には内々で話はしているので、早めにつけられると思います。

(委員) 横文字なのだけれども、インクルーシブというのをどのような意味か説明してください。

初めて私聞く言葉なので。

(子育て支援課長) 支援が必要な子供というか、障害を持っている子供とか支援を要する子供とか、そういった子供も普通の健常の子供と一緒に、全部まとめてと言うとあれですけども、同じところで分け隔てなく保育をするというのがインクルーシブ保育、学校でも最近そういったことが出てきているのですけれども、分けてそれぞれでやるのではなくて、なるべくみんな同じところでやる。そのために、この場合家庭的保育とかちっちゃいところが、先ほど言った社会福祉法人とかが設置している場合が多いので、その同じ事業所内で設備とか人員とかを共有できればもっとそれが進むという考え方の改正という。

(委員) 結果的には、要するにある程度国なり市町村がそういった身体障害者の、いわゆる支援するために何らかの補助を出してその専門の器具を買えるような、そういったシステムなのですか。家庭的保育所というこの法律そのものの全体がちょっとよく分からなくて。

(子育て支援課長) 家庭的保育事業とか小規模保育事業というのはいろんな、うちの場合は認定こども園なのですけれども、それ以外に本当に細かく保育園、幼稚園というのが区分されていて、家庭的保育事業であれば市町村がやっていたり、認定事業者がやるのですけれども、保育者の自宅でやることもできるのです。小規模保育であれば、それも自分のお宅で小規模保育というのを行うことができます。比較的小規模なところで必要な設備を持っていれば、1人とか5人とかそれぐらいでできる。なので、学校法人とか、そういうところではなくても、社会福祉法人が例えば自分のところの職員のためにつくとかというケースがあるのです。そういったところだと、そういった社会福祉士とか障害に明るい人材がいますので、そこでそういったインクルーシブ保育ができれば、より今のそういったリソースといいますか、人材を生かせるので、こういった改正になったという形になります。

(教育長) ブザーは、来年度中に園バスにつくということなのですけれども、悲惨な事故が起きてすぐ添乗員が必ず誰も残っていないことを確認して、チェックをして、そのチェックをしたのをさらに園長または副園長が二重にもう一回チェックするというようなことで現在進めていまして、来年度中にはブザーないしそれに類するようなものがつくということでご理解をいただければと思います。

湯沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(教育長) それでは次に、協議第2号湯沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いします。

(子育て支援課長) それでは、協議第2号です。湯沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定になります。資料については、先ほどと同じように改正趣旨、それから改正の本文、それから新旧対照表になります。

改正趣旨について読み上げます。この条例は、湯沢町児童クラブの設備や運営に関する基準を定めております。先ほどと同じで児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和4年11月に公布し、令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正になったことから、この厚労省令に従い改正するものであります。もともとその条例も厚生労働省の省令に基づいてつくってありますので、そういった改正に伴ってこの条例も改正するというものです。

改正内容としては、まず安全計画の策定の義務化、先ほど申し上げたものと同じです。これについては、児童クラブについては6年3月31日までは努力義務ということになります。

感染症及び食中毒の予防、蔓延防止に必要な措置を明確化、これも先ほど言った、必要な措置をやるといったのをちゃんと研修とか、そういった形で明文化しました。

それから、業務継続計画の策定等の努力義務化になります。要は民間の会社で盛んに言われていますけれども、業務継続計画というのをつくりなさいということです。これが努力義務になりました。例えば新型感染症だとか、そういった感染症で職員が罹患してちょっと人が少なくなったとか、あと災害とか、そういったときになるべく止めないで継続するといった計画を立てるのです。時間を短くして事業をすとか外部対応で対応すとかというような、そういった計画をつくりなさいというのが努力義務化です。

それから、自動車を運行する場合の利用者の所在確認義務化、これも先ほど言った園バスの流れです。うちでは、湯沢町の児童クラブは使っていないのですが、児童クラブで送迎バスでやっているところもありますので、これうちのほうでは取りあえず該当ではないのですが、省令のほうの改正がありましたので、こういうのを入れ込んだ形で改正するというものです。

2枚めくってもらって、新旧対照表のほうで説明をします。まず、6条の次に6条の2というのものをいれまして、安全計画の策定の条項を入れます。それが1項から4項までです。先ほどと同じように安全計画をつくって必要な措置を講じる、2で研修と訓練を定期的にやる、3番で保護者に対してちゃんと内容を周知する、4番で定期的に見直しをして、必要に応じて変更するというものです。

その次に、6条の3で自動車を運行する場合の所在の確認ということで送迎バス、湯沢はないですが、そういったものを使う場合は利用者の所在を確実に把握するというので、確認しなさいよといったところまでです。そういったブザーとかというのは要らないです。

裏を見まして、12条で業務継続計画の策定になります。これは、先ほど言った努力義務になりますが、ちょっと読み上げます。放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごと、これは児童クラブということです。ごとに感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないということです。2でこれについて職員に対して周知する、それから必要な研修及び訓練を定期的実施する。3で定期的に見直しを行って、必要に応じて変更しなさいよといったものの条文です。

13条でさっきの衛生管理、食中毒とか感染症に対して必要な措置というだけだったものが研修とか訓練を定期的実施するというので明文化、明確化されました。

附則のところで、全体的には4月1日から施行ですが、安全計画の策定に関する経過措置ということで、安全計画については努力義務という形で、「講じなければ」というのは「講ずるよう努めなければ」など、そういった形で6年3月31日までの間は努力義務でいいですよ、それ以降は講じなければならないので、それぞれの義務になるということで1年間は勉強してもらって、翌年からはちゃんときちんとしたものをしてくださいと、そういった改正になります。

説明は以上です。

(教育長) ただいまの説明に何か質問や意見ありましたらお出しただければと思います。

( 発言する者なし )

湯沢町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

(教育長) 特にございませでしたら、協議第3号湯沢町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いします。

(子育て支援課長) それでは、協議第3号の湯沢町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。資料については、先ほどと同じ組立てです。

改正趣旨につきまして説明します。この条例は、子ども・子育て支援法に基づき置かれる地方の合議体、子ども・子育て会議について定めております。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、子ども・子育て支援法についても令和5年4月1日から改正になることから、条ずれを改正するというものであります。

改正内容については、この町の条例の中で77条とあるものを72条に改めるといったものです。

3枚目の新旧対照表をご覧ください。まず、第1条の設置の中で、旧で「第77条第1項」という文言がありますので、これについて「第72条第1項」という形で改めます。それから、第2

条で同じように「第77条第1項各号」という文言がありますので、これについて「第72条第1項各号」という形で文言を改めるということです。それについて、子ども・子育て支援法についてその間の条文が削除されまして繰り上がってしまうということなので、こういった条ずれを起こしたというもので、それに基づいて条項を直したという改正です。

(教育長) これは、条項のずれを直すということだけですので、次に進ませていただきます。

湯沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(教育長) 協議第4号湯沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いします。

(子育て支援課長) 協議第4号湯沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。資料については、同じように改正趣旨と本文、それから新旧対照表が載っています。

改正趣旨としては、この条例は、子ども・子育て支援法において市町村が確認した保育園、幼稚園、認定こども園や家庭的保育事業等の運営に関する基準を定めております。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援法及び学校教育法が令和5年4月1日から施行になることから条ずれを改正するものであります。また、民法の一部を改正する法律の一部規定が令和4年12月16日から施行されたことから、関連する児童福祉法の改正に伴い改正するものでありますということです。

まず、改正内容については、子ども・子育て支援法改正に係るものとして、第19条1項とこれまで条例でなっていたものを第19条に改めます。これは、19条の中が1項、2項、3項だったのですけれども、2項、3項がなくなったので、そもそも19条は1項と、そういった表記しませんので、19条だけという形です。19条第1項を同項云々という表記もありますので、それを同条に改めたものです。

学校教育法についても改正がされていまして、同じように条文の中の2項、3項が削られて1項だけが残って、そうすると25条第1項という言い方はしませんので、逆ですね、すみません。2項、3項が追加されたので、そうすると25条だけだった文言を25条第1項としなければならないので、条ずれを改めたものです。これについては、4月1日施行になります。

裏面に行って、先ほどと同じように懲戒に関する権限の濫用規定を削除します。これは、同じ民法の児童福祉法の改正ですので、民法が直って児童福祉法が直って条例が直るという、そういった組立てになります。

新旧対照表の6、19条というのが非常に多く出てくるので、煩雑になっておりますが、条文の改正の部分は特に、ちょっと飛ばさせていただいて、新旧対照表の4枚目の下です。4枚目の下のほうに先ほど言った懲戒に関する権限ということで26条にあるのですが、これは削除ということです。なので、懲戒する場合は、これはやっちは駄目だよということは、そもそも懲戒というのはなくなったので、これを削除というものです。

あとは、19条1項が19条だけになったとか、あと25条が条ずれになります。

一番最後の附則で、4月1日から施行ですが、さっきの懲戒の部分、懲戒の削除、26条の改正規定はもう即日、公布の日から施行するという形で施行日についてあります。

説明は以上です。

(教育長) 懲戒権限の濫用禁止の削除以外は条ずれだけのようですが、よろしいでしょうか。

( はいの声あり )

湯沢町認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について

(教育長) 次に、協議第5号湯沢町認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いします。

(子育て支援課長) 条例について最後になります。協議第5号湯沢町認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正趣旨としては、湯沢町認定こども園の名称や位置、入園資格などを定めております。こども家庭庁設置法の施行に伴う改正法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、子ども・子育て支援法が改正され、それに伴う条ずれを改正するものということで、先ほどと同じように19条1項と書いてあるのを全てただの19条に直すというものです。これについては、懲戒規定というのはありませんので、全て4月1日からの施行ということになります。

説明は以上です。

(教育長) これも条ずれのようですが、よろしいでしょうか。

( はいの声あり )

午前11時00分

( 議案第 3 号は「非公開」のため録音なし )

(1) 議案

議案第 3 号 令和 4 年度準要保護児童の就学援助の承認について (1 世帯)  
挙手全員で議案第 3 号は承認

午前 11 時 05 分

(3) 報告連絡事項

① 湯沢学園の近況について

こども園では、発表会を開催した。3月29日卒園式となる。

② 令和 5 年度小・中学校の学級編制見込みについて (非公開)

③ 令和 4 年度末・5 年度初の主な日程について

④ 新入学児童生徒学用品費入学前支給の申請と支給について (非公開)

⑤ 各課係より報告

中学校の休日の運動部活動の地域移行について、保護者宛の文書で指導員の紹介をした。

(4) その他

① R 5. 4 月委員会会議開催予定日について

第4回湯沢町教育委員会会議は4月26日(水)開催予定。

教育委員会会議終了後に総合教育会議を開催する。

② その他

午前 11 時 32 分 閉会

以上の会議録が相違ないことを確認してここに署名する。

令和5年 3月27日

湯沢町教育委員会教育長 島村 文男

署 名 委 員 南雲 敬一